

## 障害者総合支援法

# 主任相談員創設へ

## 厚労省 高齢化対応で検討

するよう改めたい考え  
だ。  
また、同一人物が継  
続して本人を支援でき  
るよう、相談支援専門  
員と介護保険の介護支  
援専門員（ケアマネジ  
ャー）の両方の資格を  
持つ人を増やす方策も  
検討する。  
65歳になって介護保  
険を利用し始めた途  
端、障害福祉サービス  
を利用していた時より  
も自己負担が大幅に上  
がることのないように  
する方策も検討する。  
これらに対し、委員  
からは大筋で賛成する  
意見が相次いだ。が、  
「新たに研修や資格を  
設けても現場の実践力  
を上げることはつな  
がらない」「主任相談  
支援専門員にどんなス  
キルを求めるのかが分  
からない」といった声  
も上がった。

と、障害者支援施設の  
費を負担している。厚  
労省は、本人が障害者  
と、障害者支援施設の  
費を負担している。厚  
労省は、本人が障害者  
と、障害者支援施設の  
費を負担している。厚  
労省は、本人が障害者

次回「障害見支  
援」「その他の障害福  
祉サービス」について  
議論する予定だ。

厚生労働省は2日、  
障害者総合支援法の見  
直しに関連し、サービ  
ス利用計画の策定にあ  
たる相談支援専門員の  
資質向上策を明らかに  
した。障害者の親が亡  
くなった後を見据えて  
支援体制を整える「主  
任相談支援専門員（仮  
称）」の創設を検討す  
る。障害者が65歳にな  
っても同一事業所が継  
続してサービス提供で  
きるよう介護保険事業  
所の指定を受けやすく  
することも検討する。

同日の社会保障審議  
会障害者部会では、2  
016年通常国会への  
改正法案提出に向け、

「高齢の障害者支援」

「支給決定」のあり方

について、厚労省が検  
養護老人ホームに移る

主任相談支援専門員  
の創設は法律事項では  
ないが、高齢化する障  
害者への対応は法改正  
の柱。特に、介護保険  
との関係整理は最重要  
課題だ。

例えば、現在は、障  
害者支援施設（入所）

から別の自治体の特別

養護老人ホームに移る